

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月28日

【事業年度】 第44期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社テー・オー・ダブリュー

【英訳名】 TOW CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 秋本道弘

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03(5777)1888

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理本部長 梶岡二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03(5777)1888

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理本部長 梶岡二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高 (千円)	15,230,760	16,251,013	16,688,881	16,278,697	19,325,800
経常利益 (千円)	1,682,524	1,823,195	1,873,251	2,017,381	2,332,561
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,083,553	1,206,675	1,207,666	1,345,469	1,584,565
包括利益 (千円)	1,304,711	1,414,422	1,266,179	1,193,250	1,612,595
純資産額 (千円)	7,254,387	8,133,016	8,832,128	9,416,431	10,256,492
総資産額 (千円)	10,854,274	11,807,734	12,996,196	13,679,557	16,194,287
1株当たり純資産額 (円)	160.32	179.32	194.48	207.60	227.24
1株当たり当期純利益 (円)	24.18	26.87	26.87	29.94	35.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	23.86	26.15	26.04	29.09	34.90
自己資本比率 (%)	66.2	68.2	67.2	68.2	63.1
自己資本利益率 (%)	16.1	15.8	14.4	14.9	16.2
株価収益率 (倍)	12.51	15.43	15.14	12.88	10.69
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	196,692	872,139	1,240,674	1,310,483	1,142,967
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	174,921	6,166	53,660	34,076	110,476
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	412,093	556,323	585,153	620,258	731,370
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,187,208	3,496,857	4,098,717	4,754,865	5,055,985
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	169 [24]	188 [24]	210 [23]	198 [23]	217 [27]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第43期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2016年 6 月	2017年 6 月	2018年 6 月	2019年 6 月	2020年 6 月
売上高 (千円)	13,586,805	14,309,118	12,897,392	13,283,646	16,305,832
経常利益 (千円)	1,410,130	1,505,769	1,423,747	1,781,617	1,871,274
当期純利益 (千円)	989,854	1,114,593	1,066,539	1,389,080	1,460,058
資本金 (千円)	948,994	948,994	948,994	948,994	948,994
発行済株式総数 (株)	24,484,548	24,484,548	24,484,548	24,484,548	48,969,096
純資産額 (千円)	6,879,075	7,664,307	8,188,458	8,831,882	9,547,436
総資産額 (千円)	10,069,204	10,945,420	11,466,199	12,380,443	14,729,027
1株当たり純資産額 (円)	152.25	169.22	180.50	194.59	211.46
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	22.00 (10.25)	26.00 (13.00)	27.00 (13.00)	29.00 (13.00)	25.00 (16.50)
1株当たり当期純利益 (円)	22.09	24.82	23.73	30.91	32.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	21.80	24.15	23.00	30.04	32.16
自己資本比率 (%)	67.8	69.5	70.7	70.6	64.5
自己資本利益率 (%)	15.4	15.5	13.6	16.5	16.0
株価収益率 (倍)	13.70	16.70	17.15	12.47	11.60
配当性向 (%)	49.8	52.4	56.9	46.9	51.6
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	136 [14]	153 [14]	150 [13]	142 [12]	155 [12]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	104.8 (78.0)	146.7 (103.2)	148.7 (113.2)	146.3 (103.8)	149.1 (107.1)
最高株価 (円)	827	897	1,043	896	418 (1,102)
最低株価 (円)	518	575	769	655	231 (468)

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。
3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第44期の株価については、当該株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、当該株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第43期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株主総利回りを算定しております。
6. 第44期の1株当たり配当額25.00円につきましては、当該株式分割前の1株当たり中間配当額16.50円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額8.50円を合算した金額となっております。当該株式分割前に換算すると

期末配当額は17.00円、年間配当額は33.50円となります。

2 【沿革】

当社(形式上の存続会社、旧株式会社イベント企画、1980年2月26日設立、本店所在地東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビル、1株の額面金額500円)は、1998年7月1日を合併期日として、株式会社テー・オー・ダブリュー(実質上の存続会社、1976年7月6日に有限会社として設立、1989年3月14日に株式会社に改組、本店所在地東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビル、1株の額面金額50,000円)を合併し、商号を株式会社テー・オー・ダブリューに変更いたしました。

この合併は、実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの株式における額面金額の変更を目的としたものであり、合併により、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は休業状態にあり、合併におきましては実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの事業を全面的に継承しております。従いまして、実質上の存続会社は被合併会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューでありますから、特段の記述がない限り、合併期日までは実質上の存続会社について記載しております。

なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの期数を継承し、1998年7月1日より始まる事業年度を、第23期としております。

年月	事項
1976年7月	販売促進の企画、コンサートの企画等を目的とし、有限会社テー・オー・ダブリューを東京都千代田区に資本金2百万円で設立し、代表取締役に川村治が就任。
1981年1月	ソニー株式会社のウォークマン発売のキャンペーンを株式会社博報堂より受注。以降株式会社博報堂との継続的取引を開始。
1989年3月	有限会社テー・オー・ダブリューから株式会社テー・オー・ダブリュー(資本金5百万円)に改組。
1989年3月	本店を、東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビルに移転。
1993年6月	株式会社博報堂の各部署をはじめ、株式会社博報堂プロス、株式会社電通、株式会社東急エージェンシー、株式会社旭通信社、株式会社読売広告社、株式会社大広、株式会社朝日広告社、株式会社マッキャンエリクソン、凸版印刷株式会社、株式会社ジェイアール東日本企画等へ営業活動を拡大。
1993年7月	東京都都制施行50周年記念式典の企画運営業務を受託。
1994年5月	シーガイアオープニングセレモニーを、春、夏、秋に実施、企画運営業務を受託。
1995年11月	Windows95発売キャンペーンを受託。
1996年4月	大阪支社開設。関西地区への営業活動を本格的に開始。
1996年8月	特定建設業(内装仕上り工事業：東京都知事登録)の登録。
1997年11月	東京湾アクアライン開通記念式典(木更津)の企画、運営を受託。
1998年2月	冬季長野オリンピックのトーチリレー(聖火リレー)の関東地区の運営、並びに公式スポンサー日本コカ・コーラ株式会社の白馬会場ブースの運営を受託。
1998年6月	一般建設業(とび土工工事業：東京都知事登録)の登録。
1998年7月	額面変更を目的とし、当社の100%子会社である株式会社イベント企画と合併(当社は実質上の存続会社)。
1998年8月	夏季国民体育大会の開催式典、並びに秋季大会の開催式典の企画、運営を受託。
1999年5月	しまなみ海道(本四架橋三原～今治ルート)開通記念式典及び関連行事の企画運営、くまの博の全体運営を受託。
2000年7月	イベント制作会社としては初めて日本証券業協会へ店頭登録。
2000年12月	ISO14001を認証取得。
2001年1月	「TOWイベントプランナーズスクール」を開講。
2001年5月	本店を、東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビルへ移転。
2002年1月	株式会社ユニワンコミュニケーションズと業務提携及び資本提携。
2002年3月	当社の100%連結子会社株式会社ティー・ツー・クリエイティブ設立。
2003年1月	大阪支社を、大阪市北区西天満六丁目1番2号に移転。
2004年11月	ISMS(情報セキュリティーマネジメントシステム)の認証を取得。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年3月	愛知万博の各種パビリオンの企画・演出・運営を受託。
2005年7月	名古屋支社開設。東海地区への営業活動を本格的に開始。
2005年8月	Pマーク(プライバシーマーク)の認証を取得。
2005年11月	viZoo社より新映像技術「Free Format」のイベントにおける独占販売権、日本国内でのすべての実施施工の独占実行(制作)権を取得。
2007年6月	東京証券取引所市場第二部へ上場。
2008年6月	東京証券取引所市場第一部指定。
2009年5月	本店を東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイスへ移転。
2010年2月	ジェイコムホールディングス株式会社と業務提携及び資本提携。

年月	事項
2011年7月	大阪支社を関西支社に名称変更。
2013年9月	代表取締役役に江草康二が就任。
2013年10月	本店ビル名が神谷町セントラルプレイスからヒューリック神谷町ビルに変更。
2014年1月	1-10designとの業務提携による新プロジェクト「1 TOW(ワン・トゥー・ダブリュー)」を開始。
2014年4月	育児手当を倍額。
2014年7月	全社員一律5,000円ベースアップを実施。
2014年7月	デジタルプロモーション室(DP室)をインタラクティブプロモーション室(IP室)に名称変更。
2014年11月	TOWインタラクティブプロモーションスクール開講。
2015年7月	面白法人カヤックとの業務提携による新プロジェクトバズるイベント「TOWAC(トワック)」を開始。
2015年9月	監査等委員会設置会社へ移行。
2015年10月	太陽企画との業務提携による新プロジェクト ヴィジュアル・エクスペリエンスユニット「T×T(ティー・ティー)」を開始。
2015年11月	ヴィジョントラストとの業務提携による新プロジェクト「TOVISION(ティーオーヴィジョン)」を開始。
2016年2月	PR会社マテリアルとの業務提携による新プロジェクト「PRモーションズ(ピーアールモーションズ)」を開始。
2016年6月	3社合同出資による連結子会社株式会社スポーツイズグッドを設立。
2016年10月	関西支社を大阪市北区堂島浜1丁目4番4号に移転。
2017年7月	体験デザイン本部の新設。
2017年7月	関西支社及び名古屋支社を株式会社ティー・ツー・クリエイティブに統合。
2018年11月	株式会社スポーツイズグッドを解散。
2019年9月	イベント演出と配信を一気通貫したプロデュースを実現するe-Sports専門チーム「TOW×T2 Creative e-Sports Unit TTe(ティー・ティー・イー)」を設立。
2019年11月	EVENT-STREAMING SOLUTION by TOWを提供開始。
2020年1月	代表取締役社長に秋本道弘、代表取締役副社長に村津憲一が就任。
2020年6月	新たなイベント実施基準となる「New Normal イベントガイドライン」を策定。
2020年6月	デジタルプラットフォーム時代の体験価値を拡張する「TOWオンラインイベントパッケージ」提供開始。
2020年8月	リモート撮影・リアルタイム伝送サービス「PResh(プレッシュ)」提供開始。
2020年8月	みてもらえる広告番組制作サービス「プロタメ」提供開始。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社(株式会社ティー・ツー・クリエイティブ)により構成されており、イベントの「企画」・「制作」・「運営」・「演出」及びセールスプロモーションに関するグッズ・印刷物の制作並びにそれに付帯する業務を行っております。

業務の内容と業務フロー

()メディアとしてのイベントの位置づけ

イベントは、企業や行政が直接対象者(来場者)とふれあうダイレクト・コミュニケーション、パーソナル・コミュニケーションとしてのメディアであります。その目的は主催者(企業や行政)が意図すること(企業のイメージアップ、行政目的としてのキャンペーン、業務内容の周知、商品の認知、販売促進)を的確に伝え印象に残すことであります。

()イベントの企画から本番実施まで

イベントは、主催者が何らかの目的(対象者に情報を発信したいとの意図)を持った時点で案件が発生いたします。

当社は、主催者よりその目的についての説明を受け、企画の作成に入ります。その後、幾度かのミーティングを繰り返すことにより、当初の企画書から基本計画書、実施計画書、詳細計画書へと段階的に移行し、最終的には進行台本、施工図面、タイムスケジュール表となり、各種資料に従い舞台作りやリハーサルが行われ、イベント当日を迎えます。

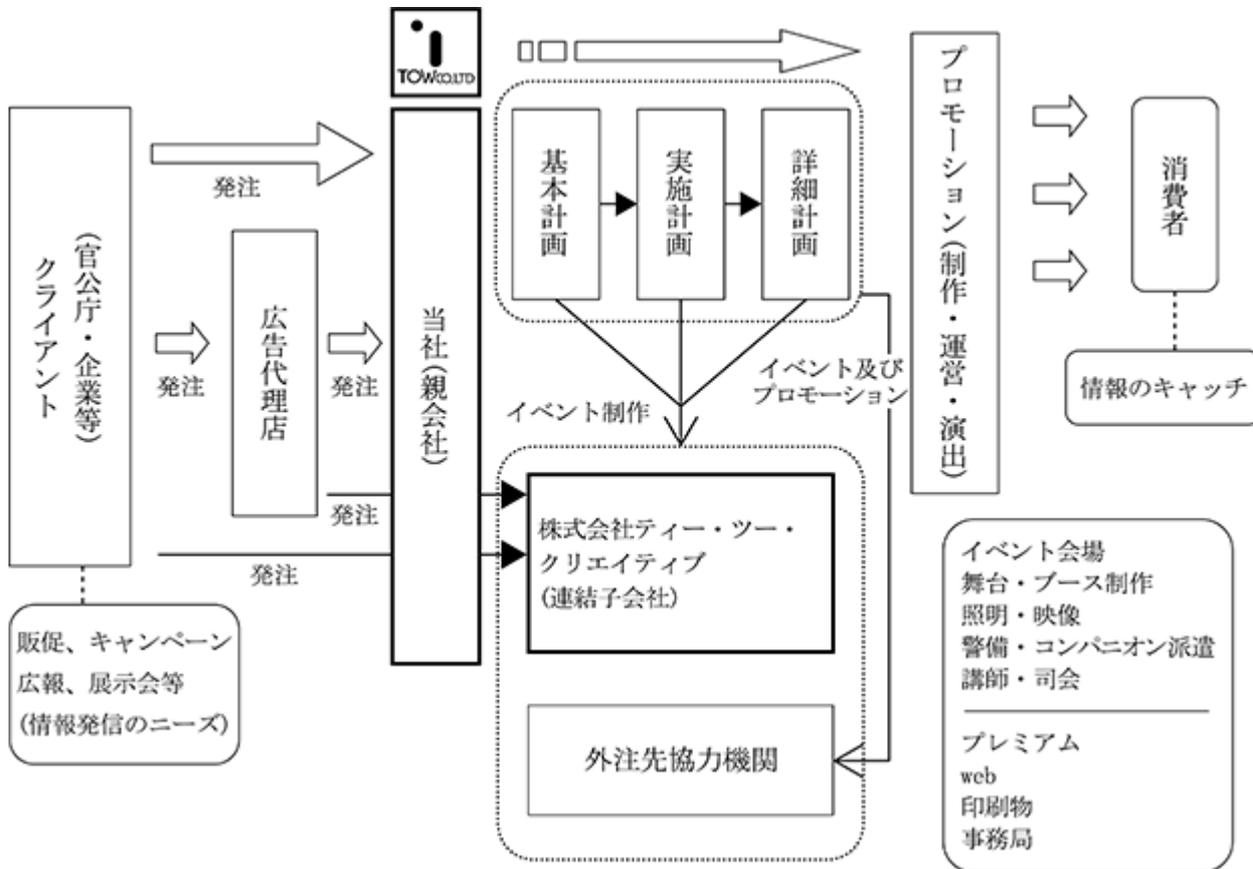
()当社の業務範囲

当社は、イベントの場合、上記の企画からイベント本番までを受注し、「企画」・「制作」・「運営」・「演出」をいたしますが、実際のイベント現場では多くの業務があります。すなわち、照明、音響、映像、舞台制作、モデル・コンパニオン・警備員の派遣、整理、撤収、清掃等種々雑多の業務があり、これらの専門業者を外注先として業務ごとに発注し、イベント全体をトータルにディレクション、プロデュースすることで主催者の意図することを来場者に伝えることが当社の業務であります。

なお、株式会社ティー・ツー・クリエイティブは、このうちイベントの「制作」・「運営」を、専業として行っております。

また、プロモーションの場合は企画、デザイン、制作が主な業務ですが、印刷、プレミアム、グラフィックデザイン、事務局運営、OOH、Web制作等の業務があり、イベント同様トータルにディレクション・プロデュースし、安全・確実に納品することが当社の業務であります。

これを図示すると次のとおりであります。



当社の制作するイベントをカテゴリー別に分類すると下表のとおりとなります。

カテゴリー	内容
販促	企業が販売促進活動の中で行うキャンペーン、催事
広報	行政機関の広報イベント、企業の報道機関等への発表会
文化/スポーツ	企業が行う冠催事、スポーツ大会、行政・団体が行う文化催事、スポーツ
博覧会	博覧会、展示会、見本市
制作物	印刷物、ポスター等のノベルティ、グッズ

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ(注)1、2	東京都港区	100,000	イベント制作・ 運営・演出	100.0	当社が受注したイベントの 制作・運営・演出を行って おります。 役員の兼任 2名

(注) 1. 株式会社ティー・ツー・クリエイティブは、特定子会社に該当しております。

2. 株式会社ティー・ツー・クリエイティブについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	5,036,240千円
	経常利益	976,939千円
	当期純利益	640,159千円
	純資産額	859,056千円
	総資産額	1,829,815千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

(2020年6月30日現在)

事業部門の名称	従業員数(人)
営業・制作部門	198 (17)
管理部門	19 (10)
合計	217 (27)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(2020年6月30日現在)

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
155 (12)	31.5	5.5	6,550,458

事業部門の名称	従業員数(人)
営業・制作部門	138 (5)
管理部門	17 (7)
合計	155 (12)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2020年9月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）会社の経営の基本方針

当社は、1976年にイベント及びプロモーションを企画、制作、施工、運営する会社として設立以来、一貫してイベント及びプロモーションを行う会社として、「人と人とのコミュニケーションを大切に作る心豊かな社会作りに貢献すること」を目標としてまいりました。

当社グループは、この目標を達成するため、常に新しいイベントの形態を追及してまいりましたし、今後も新聞・雑誌等の活字メディア（第1のメディア）、ラジオ等の音声メディア（第2のメディア）、テレビ等の映像メディア（第3のメディア）、コンピュータを含む通信ネットワーク（第4のメディア）に続く、第5のメディアとしてのイベントの新たな可能性とプロモーション業務の発展に尽力してまいり所存であります。

（2）目標とする経営指標

当社グループは、株主重視の経営という観点から企業価値最大化を図るため、収益性と効率性の観点より、目標とする経営指標を従業員一人当たりの売上総利益とし、その向上を目指しております。

（3）経営環境

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとして、世の中に「3つの変化」が起きていると考えております。

一つ目は、購買行動の変化やスマートフォンやPCでのデジタルツールの利用が拡大するなどの「生活行動のデジタル化」。

二つ目は、企業のデジタルトランスフォーメーションへの取り組みが積極化するなどの「企業活動のデジタル化」。

三つ目は、リアルイベントのオンライン配信や店頭接客のオンライン化などの「体験のデジタル化」です。

これらの「3つの変化」により、企業がよりデジタルを有効活用して、ECでの売上を高めるなどオンラインでの活動が重視されることが想定されます。それに伴い企業のプロモーション活動はよりオンラインへと移行していくと考えられるため、当社グループはオンラインプロモーションへのシフトを推進してまいります。

（4）優先的に対処すべき課題

前述のオンラインシフトをより加速するため、当社グループがリアル領域で培ってきた企画力・制作力・演出力をオンライン上でも発揮し、記者発表やファンイベントなど様々なオンラインイベントの実現が可能となる「TOWオンラインイベントパッケージ」や、SNSや動画などオンラインプロモーションのノウハウを体系化するための「オンラインプロモーション・ソリューション」等のサービスの提供を開始しました。

また、リアルイベントについても、安心・安全なイベントの遂行を提供するため、業界に先駆けて当社独自で策定した「New Normalイベントガイドライン」を発表いたしました。

さらに、制作業務の内製化、提供価値のマネタイズ、制作管理部門の機能強化による「プロダクション力と収益力の向上」や、デジタル化の進展など市場環境の変化に対応した「新たな顧客の開拓」に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く様々な領域でデジタル化が加速していく中で、当社グループは強みである「リアルプロモーション」に「オンラインプロモーション」を組みあわせることにより、「新たな体験価値」を生み出していく“日本初の体験デザイン・プロダクション”を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2020年9月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 社会情勢及び自然災害、感染症の流行等に伴うリスクについて

イベントやセールスプロモーションは景気や企業業績などの社会情勢や、地震などの自然災害等の影響を受けやすい傾向にあります。

新型コロナウイルスの感染拡大においては、イベント等の業務が実施不能となったほか、世界経済が大きく打撃を受けたことにより得意先企業の広告需要の減退が見られ、当社グループでも広範な地域、分野で受注が減少しております。その影響は現時点でも続いており、回復の時期を正確に予測することは困難な状況です。

従いまして、国内市場における景気後退や自然災害、感染症の流行等の発生に伴う需要の縮小は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) イベントの企画、制作業務に関する業界の慣行について

イベントの制作は、企画、制作、運営及び管理等各段階によって構成されますが、コンペによる受注、指名による受注等、その受注形態に関わらず、制作作業に入る前に企画段階があります。企画を立案し関係者との打合せを経て、制作段階・本番の運営段階に進みますが、制作段階や本番の運営段階(開催期間中)にイベントの主催者からの追加発注や仕様変更の要請があったり、屋外イベントの場合では、天候の変化により直前に実施内容の変更等が行われることがあります。このように当初の基本計画の内容変更等により、予算金額に変動が生じる場合があります。また、イベント主催者側の広告費の削減や広告代理店の変更等により、イベントの当社受注分がなくなることもあります。このようにイベントは、制作段階、運営段階で当初の内容や金額が変動するケースが多いことから、当業界では、契約書の取交しや、発注書等が発行されることが少なく、したがって、受注残高の正確な把握が困難になっております。このため、当社グループでは社内の制作受注管理システムにより、案件の進捗度合いの正確な把握に努めております。

(3) イベント実施期間及び売上時期の変更について

当社グループの手がけるイベントには、主催者である企業の新商品の発表、また、その販売促進を目的としたものも多く、イベント主催者の商品によっては、製造・販売に許認可を要するものがあるため、その許認可の下りるタイミングにより発売開始の時期がずれ込むこともあります。また、イベント主催者の商品開発の遅れや、生産体制の遅れで発売開始時期が遅れたり、逆に早まる場合もあります。

当社グループは、イベントの本番終了日をもって売上を計上しておりますが、イベントは開催時期、期間の変更が発生しやすいため、売上計上時期が、当初の予定時期からずれ込んだ場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定販売先への依存について

当社グループは、幅広いイベントの制作を手掛けておりますが、現状、日本においてはイベントの主催者は、イベントの実施を大手広告代理店に発注することが大半であります。従いまして、当社を含むイベントの企画、制作、運営を行う会社は、かなりの部分を大手広告代理店から受注しております。

当社グループにおきましても、販売先上位は主に広告代理店であり、2020年6月期における主要な販売先(㈱電通グループ及び㈱博報堂グループ)に対する売上高構成比は、83.3%と高くなっております。広告代理店より発注量の手控えがあれば、当社グループに影響を及ぼす可能性があります。

(5) 売上の季節変動について

当社グループの制作するイベントは、近年、企業の販売促進を目的としたキャンペーンイベントやそれに付随する印刷物・販促グッズの制作、新商品の発表会などの比率が高くなっております。中でも年末商戦、夏のボーナス商戦に向けての販促キャンペーンなどは、10月から12月、4月から6月に実施されることが多く、当社グループの売上が第2四半期(10月～12月)と第4四半期(4月～6月)に集中する傾向があります。

四半期毎の売上高の推移

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期計	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)								
2016年 6月期	2,921	19.2	5,474	35.9	3,185	20.9	3,649	24.0	15,230	100.0
2017年 6月期	2,737	16.9	5,775	35.5	4,002	24.6	3,734	23.0	16,251	100.0
2018年 6月期	3,015	18.1	6,021	36.1	3,340	20.0	4,311	25.8	16,688	100.0
2019年 6月期	2,936	18.0	5,711	35.1	3,692	22.7	3,938	24.2	16,278	100.0
2020年 6月期	3,765	19.5	6,012	31.1	3,413	17.7	6,134	31.7	19,325	100.0

(6) 個人情報漏洩に関するリスクについて

当社グループは、2004年11月にISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)、2005年8月にはPマーク(プライバシーマーク)の認証を取得し、個人情報の保護には細心の注意を払っておりますが、個人情報保護管理について瑕疵が生じた場合、当社グループの社会的信用並びに当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、3月以降の新型コロナウイルスの感染拡大により世界経済が急速に悪化し、日本経済も大きな影響を受けました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、企業のマーケティング活動に大きなブレーキがかかり、案件の中止や延期が発生するなど当社グループを取り巻く市場環境に大きな影響を与えております。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、リアルをコアに蓄えてきた体験デザイン力を多種多様なフィールドに展開するため、リアルとデジタルの垣根を取り払い、デジタルプラットフォーム時代に相応しい「新たな体験価値」を生み出していく“日本初の体験デザイン・プロダクション”を目指し推進中であります。

売上高については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う案件の中止や延期及びオリンピック・パラリンピックの延期に伴う案件の中止や延期があった一方で、上半期に引き続き官公庁・団体等の扱いの伸長、7月以降計上予定だったオリンピック・パラリンピック関連案件の中止による前倒し計上、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した各種オンラインプロモーション施策の実施等が売上高を押し上げました。

売上総利益については、一部の官公庁・団体の大型案件が低営業となったものの、「付加価値の高い提案による適正利益の確保」「原価管理の徹底」を全社的に推進したことに加えて、7月以降計上予定案件だったオリンピック・パラリンピック関連案件の中止による前倒し計上等の収益率の押し上げ効果もあり一定の収益率は確保いたしました。

販売費及び一般管理費については、オフィスの増床・環境整備や新卒・中途採用は、ほぼ計画通り実施いたしました。また、テレワークなど新型コロナウイルス感染拡大に対応した追加費用がりましたが、交際費や出張費等の費用の抑制も行いました。

その結果、当連結会計年度の売上高は193億25百万円（前連結会計年度比18.7%増）、営業利益は23億16百万円（同16.1%増）、経常利益は23億32百万円（同15.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億84百万円（同17.8%増）となり、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は5期連続で過去最高を更新いたしました。

体験デザイン：ブランドとのWow!な体験を起点に、体験者がそのブランドのファンとなり、特にSNSをハブに多様なメディアで体験の拡散・共有を最大化させる、その仕組みを設計すること。

セグメントの経営成績については、セグメント情報を記載していないため、カテゴリー別で記載しております。

(販促)

当連結会計年度は、大手携帯電話メーカーの商業施設での販促イベントや海外での展示会受注、大手自動車メーカーのモーターショー、大手化粧品メーカーの新商品のポップアップショップ等の大型案件を受注しましたが、前連結会計年度比14.4%の売上減となりました。

(広報)

当連結会計年度は、官公庁・団体等の広報活動、大手自動車メーカーのインナーイベント、大手生命保険会社からの全国キャラバン等の大型案件を受注したこと等により、前連結会計年度比40.5%の売上増となりました。

(文化/スポーツ)

当連結会計年度は、海外のゲーム会社等からのeスポーツ大会の運営やオリンピック・パラリンピック関連案件等を受注したこと等により、前連結会計年度比237.1%の売上増となりました。

(制作物)

当連結会計年度は、大手化粧品メーカーからのWEB・動画コンテンツの制作や官公庁からの事務局業務等を受注しましたが、前連結会計年度比17.3%の売上減となりました。

(企画売上高)

企画売上高は、前連結会計年度比25.4%の売上減となりました。

財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ25億14百万円増加し、161億94百万円となりました。

流動資産は、前期比23億39百万円増加の144億39百万円となりました。これは主に、電子記録債権が4億61百万円減少しましたが、未収入金が17億76百万円、受取手形及び売掛金が9億85百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前期比1億75百万円増加の17億54百万円となりました。

固定資産のうち有形固定資産は、前期比86百万円増加の1億88百万円となりました。これは主に、レイアウト変更等によるものであります。

無形固定資産は、前期比8百万円増加の24百万円となりました。これは主に、ソフトウェアの購入によるものであります。

投資その他の資産は、前期比80百万円増加の15億41百万円となりました。これは主に、敷金及び保証金が53百万円、投資有価証券が25百万円増加したこと等によるものであります。

流動負債は、前期比16億42百万円増加の54億88百万円となりました。これは主に、買掛金が11億84百万円、その他が4億32百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前期比32百万円増加の4億48百万円となりました。これは主に、役員退職慰労引当金が24百万円増加したこと等によるものであります。

純資産は、前期比8億40百万円増加の102億56百万円となりました。これは主に、新株予約権が42百万円減少しましたが、利益剰余金が8億54百万円増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ3億1百万円増加し、50億55百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は11億42百万円(前年同期は13億10百万円の獲得)となりました。これは主に、未収入金の増加額が17億76百万円、法人税等の支払額が6億81百万円ありましたが、税金等調整前当期純利益が23億38百万円、仕入債務の増加額が11億23百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1億10百万円(前年同期は34百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が67百万円、敷金及び保証金の差入れによる支出が54百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は7億31百万円(前年同期は6億20百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払額が7億30百万円あったこと等によるものであります。

制作、受注及び販売の実績

セグメント情報を記載していないため、制作実績、受注状況及び販売実績は、カテゴリ別で記載していません。

a. 制作実績

当連結会計年度における制作実績をカテゴリ別に示すと、次のとおりであります。

カテゴリ	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
販促	4,506,018	18.0
広報	8,923,958	42.2
文化/スポーツ	1,270,011	141.1
博覧会	-	-
制作物	1,033,938	23.0
合計	15,733,926	15.3

(注) 上記の金額はイベント制作に要した費用で表示しており、消費税等は含まれておりません。

b. 受注状況

イベントは制作段階、運営段階で当初の内容や金額が変動することが多いことから、当業界では、契約書の取交しや、発注書等が発行されることが少なく、したがって、受注残高の正確な把握が困難なため、受注状況の開示はいたしていません。

なお、当社グループでは社内の制作受注管理システムにより、案件の進捗度合いの正確な把握に努めております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をカテゴリー別に示すと、次のとおりであります。

カテゴリー	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
制作売上高		
販促	5,575,843	14.4
広報	10,484,586	40.5
文化/スポーツ	1,812,446	237.1
博覧会	-	-
制作物	1,393,018	17.3
小計	19,265,895	18.9
企画売上高	59,905	25.4
合計	19,325,800	18.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)
(株)電通ライブ	1,342,029	8.2	6,160,328	31.9
(株)博報堂	5,695,597	35.0	4,084,213	21.1
(株)電通	2,075,138	12.7	1,999,766	10.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に関する見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う案件の中止や延期及びオリンピック・パラリンピックの延期に伴う案件の中止や延期があった一方で、上半期に引き続き官公庁・団体等の扱いの伸長、7月以降計上予定だったオリンピック・パラリンピック関連案件の中止による前倒し計上、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した各種オンラインプロモーション施策の実施等により、193億25百万円（前連結会計年度比18.7%増）となりました。

(売上総利益)

売上総利益は、一部の官公庁・団体の大型案件が低収益となったものの、「付加価値の高い提案による適正利益の確保」「原価管理の徹底」を全社的に推進したことに加えて、7月以降計上予定案件だったオリンピック・パラリンピック関連案件の中止による前倒し計上等の収益率の押上効果により、32億39百万円（同14.7%増）となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、オフィスの増床による環境整備や新型コロナウイルス感染対策費用が発生したことにより、9億22百万円（同11.3%増）となりました。

この結果、営業利益は23億16百万円（同16.1%増）となりました。

(経常利益)

営業外収益は役員報酬返納額の減少の影響により、18百万円（同27.7%減）、営業外費用は支払利息の減少の影響により、2百万円（同35.7%減）、経常利益は23億32百万円（同15.6%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税等を7億54百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は15億84百万円（同17.8%増）となりました。

(経営成績に重要な影響を与える要因について)

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(資本の財源及び資金の流動性についての分析)

キャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、イベントやセールスプロモーションの制作費ならびに人件費をはじめとする販売費及び一般管理費になりますが、事業戦略上、多種多様な回収・支払のサイクルに対応していくために、売掛債権の流動化による資金調達も財源としております。

今後、既存事業の事業成長を図りながら、積極的に新規事業の創出や、必要に応じてM & Aを実施し成長性のあるビジネスを当社の成長に取り込んでいく考えであります。資金需要の必要性に応じて柔軟に資金調達を実施いたします。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループは、機動的な調達手段を確保することにより、手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行(株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行)と総額30億50百万円の当座貸越契約を締結しております。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は145百万円であり、その内訳はレイアウト変更工事への投資が101百万円、パソコンへの投資が32百万円、その他への投資が11百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除去、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年6月30日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数(人)
		建物	工具、器具及び備品	土地(面積㎡)	リース資産	合計	
本社(東京都港区)	統括管理販売	68,419	69,932	()	3,274	141,626	155
従業員宅(東京都港区)	福利厚生施設	6,441		6,027(4)		12,469	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 福利厚生施設はマンションであり、土地については当社持分を記載しております。

(2) 国内子会社

2020年6月30日現在

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(人)
			建物	工具、器具及び備品	土地(面積㎡)	合計	
(株) ティー・ツー・クリエイティブ	本社(東京都港区)	統括管理販売	6,121	17,092	()	23,214	49
	関西支社(大阪市北区)	販売	4,643	1,952	()	6,595	8
	名古屋支社(名古屋市中区)	販売	3,204	1,561	()	4,765	5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額(千円)	既支払額(千円)				
提出会社 (株) ティー・ツー・クリエイティブ	本社(東京都港区)	区画増床工事	240,000	7,731	自己資金	2020年4月	2020年8月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. (株) ティー・ツー・クリエイティブに係る割合が軽微なため、合算して記載しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

(注) 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で定款の一部変更を行いました。これにより発行可能株式総数は60,000,000株増加し、120,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年9月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,969,096	48,969,096	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	48,969,096	48,969,096		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄の発行数には、2020年9月1日以降提出日までのストックオプション制度の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割いたしました。これにより株式数は24,484,548株増加し、発行済株式総数は48,969,096株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ) 2008年9月25日開催の第32回定時株主総会決議に基づくもの(第6回新株予約権)

決議年月日	2008年9月25日														
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1														
新株予約権の数(個)	300 (注) 1														
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 120,000 (注) 1、4、5														
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.25 (注) 2、4、5														
新株予約権の行使期間	2013年10月1日 ~ 2033年9月30日														
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.25 資本組入額 0.25 (注) 4、5														
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日(現在は満65歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。)から2週間の期間に限り、行使することができる。 ・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。 <table border="0"> <tr> <td>当該決算期の営業利益が3期前よりも</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20パーセント以上増加した場合</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</td> <td>70パーセント</td> </tr> <tr> <td>5パーセント未満増加した場合</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>減少または何ら増加しなかった場合</td> <td>0パーセント</td> </tr> </table> <p>ただし、新株予約権1個未満は1の整数倍に切り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	当該決算期の営業利益が3期前よりも		20パーセント以上増加した場合	100パーセント	15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント	10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント	5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント	5パーセント未満増加した場合	50パーセント	減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント
当該決算期の営業利益が3期前よりも															
20パーセント以上増加した場合	100パーセント														
15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント														
10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント														
5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント														
5パーセント未満増加した場合	50パーセント														
減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント														
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。														
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3														

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。
2. 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。
3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である

種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。これら から に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.25円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

4. 2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
5. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

ロ) 2013年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの(第8回A号新株予約権)

決議年月日	2013年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	370(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 148,000(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.25(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.25 資本組入額 0.25 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から2016年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、2016年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。 ・2016年6月期における当社の連結経常利益が14億以上であることを要する。(2016年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2. 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.25円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

4. 2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

5. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

八) 2013年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの(第8回B号新株予約権)

決議年月日	2013年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	150 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.25 (注) 2、4、5
新株予約権の行使期間	2023年10月1日 ~ 2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.25 資本組入額 0.25 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から2016年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、2016年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要さない。対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・2016年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(2016年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。
2. 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。
3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.25円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

4. 2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

5. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

二) 2013年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの(第8回C号新株予約権)

決議年月日	2013年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 4
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.25(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	2018年10月1日～2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.25 資本組入額 0.25 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から2016年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役もしくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役もしくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、2016年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役もしくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役もしくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・2016年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(2016年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において、対象者が当社子会社取締役もしくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。
2. 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。
3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる

株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.25円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

4. 2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

5. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

ホ) 2016年9月26日開催の第40回定時株主総会決議に基づくもの(第10回新株予約権)

決議年月日	2016年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 87 当社子会社従業員 17
新株予約権の数(個)	2,319 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 463,800 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	277円 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	2021年10月1日 ~ 2022年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 277 資本組入額 138.5 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ・対象者が死亡した場合は、対象者の相続人がこれを行行使できる。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合にはこの限りではない。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2. 新株予約権1個当たりの払込金額は554円とする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(ただし、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）の調整が行われた場合、次の算式により目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行の日の前日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）から100円を減じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 / 分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

端株の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

4. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年7月1日	12,242,274	24,484,548		948,994		1,027,376
2020年4月1日	24,484,548	48,969,096		948,994		1,027,376

- (注) 1. 2015年6月15日開催の取締役会決議により、2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割いたしました。これにより株式数は12,242,274株増加し、発行済株式総数は24,484,548株となっております。
2. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割いたしました。これにより株式数は24,484,548株増加し、発行済株式総数は48,969,096株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2020年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		21	34	55	56	7	9,858	10,031	
所有株式数 (単元)		86,735	15,688	14,430	67,803	74	304,754	489,484	20,696
所有株式数 の割合(%)		17.72	3.21	2.95	13.85	0.02	62.25	100.00	

- (注) 1. 自己株式4,032,252株は、「個人その他」に40,322単元及び「単元未満株式の状況」に52株を含めて記載しております。
2. 「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の40株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,146	9.23
真木 勝次	東京都大田区	3,942	8.77
川村 治	東京都目黒区	3,609	8.03
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任 代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A.	3,599	8.01
秋本 道弘	東京都世田谷区	2,187	4.87
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,009	4.47
ライク株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-1	1,040	2.31
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	852	1.90
テーオーダブリュー従業員持株会	東京都港区虎ノ門4-3-13	633	1.41
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	626	1.39
計		22,647	50.40

- (注) 1. 当社は自己株式4,032,252株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は4,146千株であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,009千株であります。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は626千株であります。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行へ商号を変更しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,032,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,916,200	449,162	
単元未満株式	普通株式 20,696		
発行済株式総数	48,969,096		
総株主の議決権		449,162	

(注) 単元未満株式には、証券保管振替機構名義の株式が40株含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社テー・オー・ダ ブリュー	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 ヒューリック神谷 町ビル	4,032,200		4,032,200	8.23
計		4,032,200		4,032,200	8.23

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	4,032,252		4,032,252	

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当期の配当につきましては、中間配当金を1株につき16円50銭、期末配当金を8円50銭で実施いたしました。

期末配当金を株式分割前に換算しますと17円00銭、年間配当金は33円50銭と過去最高の配当となりました。

次期の配当につきましても、従来と同様に利益配分の指標として、連結ベースの配当性向及び配当利回りの二つを基本としております。従来、本決算発表日に公表いたしました次期の連結業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益に対して、配当性向40%で算出された1株当たりの予想配当金と、同決算発表日の前日(2020年8月5日)の終値に配当利回り4.5%を乗じて算出された1株当たりの配当金のいずれか高い方を最低配当金として配当金を決定することとしております(内部留保の確保という基本方針に基づき、連結配当性向換算で50%を上限としております)。

しかしながら、業績予想を未定としていることから予想配当金を配当性向で算出することが困難であるため、同決算発表日の前日(2020年8月5日)の終値に配当利回り4.5%を乗じて算出した1株につき6円10銭を中間配当金とさせていただきます。期末配当金については今後、公表が可能となった時点で速やかに開示いたします。

なお、業績予想の開示に合わせて、配当予想も修正する可能性があります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の株主総会または取締役会の決議年月日は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年2月6日 取締役会決議	370,728	16.5
2020年9月25日 定時株主総会決議	381,963	8.5

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2020年2月6日の取締役会決議による1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社では、コーポレート・ガバナンスの意味を「企業価値の継続的な向上を目指して、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行、並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告、及び健全かつ公正で透明性の高い経営を実現する仕組みの構築・運用」と考えております。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会による業務執行に対する監督機能の実効性を向上させる。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役（監査等委員である者を除く）7名及び監査等委員である取締役3名を選任しております。

当社取締役会は、業務に精通し、高い専門知識を有する取締役7名（うち柳澤氏は社外取締役）と監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されており、経営の最高意思決定機関として法令に定める重要事項の決定機能及び各取締役の業務執行に対しての監督機能を果たしております。

議長：代表取締役社長 秋本道弘

構成員：取締役6名（うち柳澤氏は社外取締役）

川村治、村津憲一、市川公彦、雨宮淳平、梶岡二郎、柳澤大輔

監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）

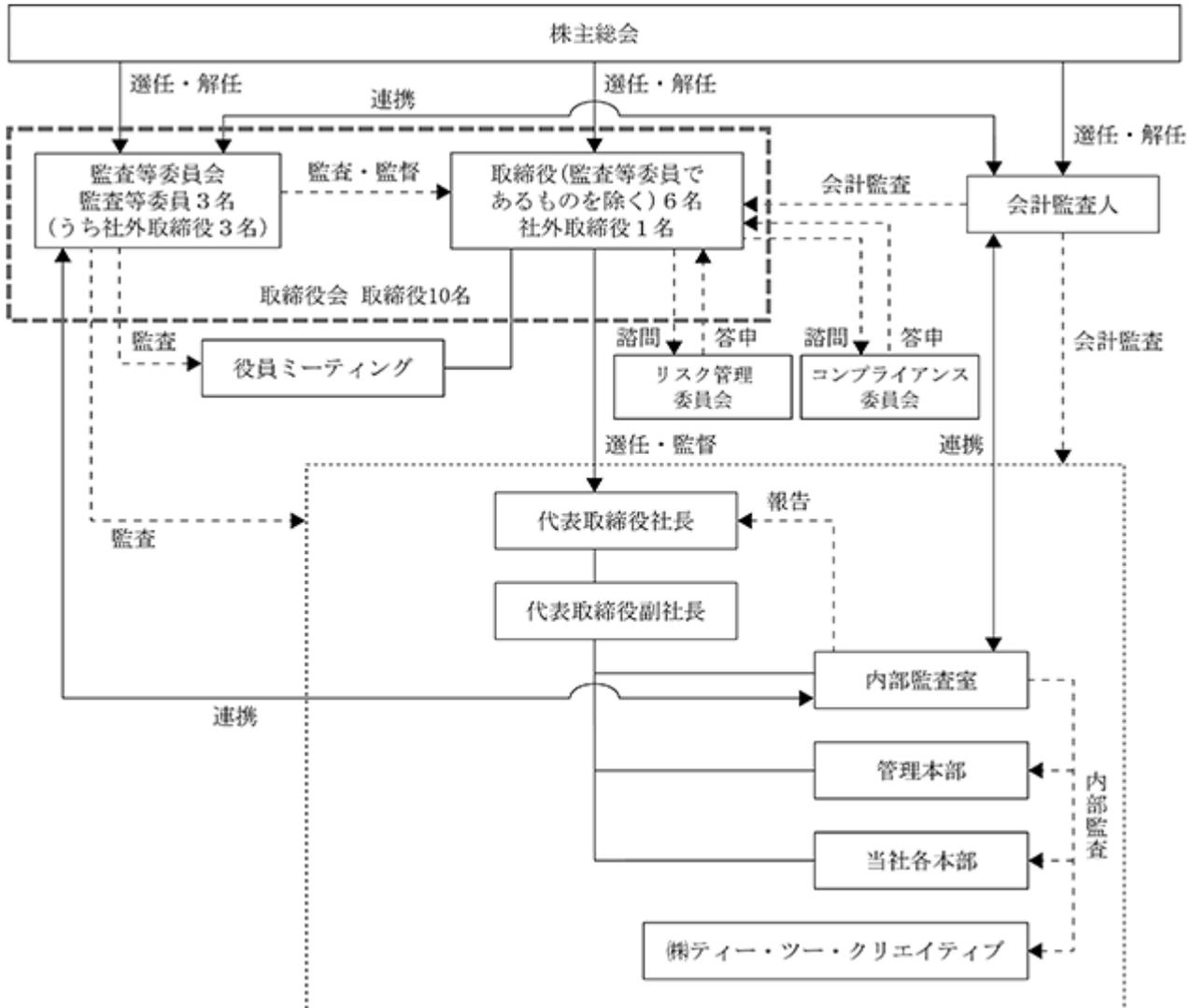
萩原新太郎（監査等委員長）、吉田茂生、平野透

「取締役会」は原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催し、経営の基本方針や重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。その他に常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役を務める社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は、公正かつ客観的に監査を行うことを目的に原則月1回定例的に開催しております。また、監査等委員である取締役は、取締役会に出席して取締役の職務の執行状況の監査・監督を行うとともに、会計監査人及び内部監査室との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。なお、社外取締役である萩原新太郎氏は、弁護士の資格を有しており、社外取締役である吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

以上の通り、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図るために当該企業統治の体制を採用しております。

内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況



(企業統治に関するその他の事項)

内部統制システムに関する基本的な考え方

- 1 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

- 3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。

その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

- 5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

- 6 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員からの指示の実効性を確保していくものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査等委員は必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - (2) 当社及び当社子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 - (3) 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - (4) 監査等委員が職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。
- 8 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。
 - (2) コンプライアンス委員会による、協力機関(外注先)への反社会的勢力に関する情報提供依頼及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。
 - (3) 反社会的勢力との関係について取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。
 - (4) 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を定期的実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が関わっていないことを確認するものとする。
- 9 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について
- 当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。
- (1) 3に記載の「リスク管理委員会」を毎月1回開催し、コンプライアンス委員会、安全管理委員会、情報セキュリティ管理委員会、衛生管理委員会等の各責任者から報告を受け、適宜解決策等を討議し、必要に応じて、取締役会等に報告することとしております。
 - (2) 4(1)に記載の「取締役会」、「役員ミーティング」において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化をはかっております。
 - (3) 監査等委員会を毎月1回開催し、適宜情報交換を行っております。また、監査等委員は当社グループ企業を含む取締役会、役員ミーティング、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上をはかっております。
 - (4) 内部監査室において、当社及び当社子会社における内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行い、各年度の内部統制システムの運用の最終評価をしております。また、毎月1回内部監査報告会を開催し、内部監査の実施状況を社長に報告し、必要に応じて対策を討議しております。この会議には監査等委員も参加しており、業務執行部門の監査状況の把握をしております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社の業務の適正を確保するために、当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備しております。また、当社の内部監査部門は、定期的または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署へ報告する体制を整備しております。

取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した資本政策を機動的に遂行することを可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

3 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に定める取締役（監査等委員を含む。）の損害賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（監査等委員を含む。）がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	川村 治	1952年8月25日生	1976年7月 (有)テー・オー・ダブリュー設立 代表取締役 1989年3月 (株)テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長 2009年7月 代表取締役会長兼CEO 2010年9月 代表取締役会長兼社長兼CEO 2012年7月 代表取締役会長兼CEO 2013年9月 取締役会長(現任)	(注)2	3,539
代表取締役社長兼 最高経営責任者 (CEO)	秋本 道弘	1954年9月25日生	1977年5月 (有)テー・オー・ダブリュー入社 取締役 1985年7月 1989年3月 (株)テー・オー・ダブリューに改組 取締役第二制作部長 1995年7月 専務取締役制作本部長 2001年7月 専務取締役第一本部長 2004年9月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役 2009年7月 当社代表取締役社長兼COO 2010年9月 常務取締役兼執行役員第三本部長 2015年7月 専務取締役兼執行役員第三本部長 2018年9月 常務取締役兼執行役員第三本部長 2020年1月 代表取締役社長兼CEO(現任)	(注)2	2,187
代表取締役副社長兼 最高執行責任者 (COO)	村津 憲一	1977年1月31日生	2000年4月 当社入社 2006年7月 第一本部村津チームリーダー 2012年7月 第一本部副本部長兼 村津チームリーダー 2013年7月 執行役員第一本部長 2015年7月 執行役員第一本部長兼 インタラクティブプロモーション室 (IP室)担当役員 2015年9月 取締役兼執行役員第一本部長兼 IP室担当役員 2016年9月 常務取締役兼執行役員第一本部長兼 IP室担当役員 2017年7月 常務取締役兼執行役員第一本部長兼 体験デザイン本部長 2019年1月 専務取締役兼執行役員営業統括兼 体験デザイン本部長 2020年1月 代表取締役副社長兼COO(現任)	(注)2	80
取締役兼執行役員 第一本部長	市川 公彦	1969年5月10日生	2004年8月 当社入社 2006年7月 第一本都市川チームリーダー 2013年7月 第一本部統括チームリーダー兼 市川チームリーダー 2016年7月 第一本部副本部長 2017年7月 執行役員第一本部副本部長 2017年7月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役(現任) 2019年1月 当社執行役員第一本部長兼 体験デザイン本部副本部長 2019年7月 執行役員第一本部長 2019年9月 取締役兼執行役員第一本部長 (現任)	(注)2	80

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役兼執行役員 第三本部長	雨宮 淳平	1979年4月12日生	2006年12月 当社入社 2011年7月 第一本部雨宮チームリーダー 2013年7月 第一本部統括チームリーダー兼 雨宮チームリーダー 2017年7月 第一本部副本部長補佐兼 体験デザイン本部インタラクティブプ ロモーション室(IP室)室長 2018年7月 体験デザイン本部副本部長兼IP室長 2019年1月 執行役員第三本部副本部長兼 体験デザイン本部副本部長 2020年1月 執行役員第三本部長 2020年7月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役(現任) 2020年9月 当社取締役兼執行役員第三本部長 (現任)	(注)2	20
取締役兼執行役員 管理本部長	梶岡 二郎	1960年12月16日生	1985年4月 (株)三和銀行〔現(株)三菱UFJ銀行〕入行 2008年5月 都島支社(大阪)支社長 2012年1月 麻布支社 支社長 2017年11月 当社入社 執行役員社長室長 2018年1月 執行役員管理本部長 2018年1月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役管理部長(現任) 2018年9月 当社取締役兼執行役員管理本部長 (現任)	(注)2	-
取締役	柳澤 大輔	1974年2月19日生	1998年8月 (資)カヤック設立 代表取締役 2005年1月 (株)カヤック設立 代表取締役 2014年12月 (株)カヤック(東証マザーズ上場) 代表取締役CEO(現任) 2015年9月 当社社外取締役(現任) 2016年3月 クックパッド(株)社外取締役(現任) 2019年10月 INCLUSIVE(株)社外取締役(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員) 監査等委員長	萩原 新太郎	1952年1月1日生	1978年3月 1983年6月 1988年2月 2000年9月 2015年9月 2017年1月	最高裁判所司法研修所修了 弁護士登録 ケンブリッジ大学法学部大学院卒業 芝綜合法律事務所開設 パートナー弁護士(現任) 当社監査役 取締役(監査等委員) 取締役(監査等委員長)(現任)	(注)3	41
取締役 (監査等委員)	吉田 茂生	1950年5月30日生	1974年4月 2002年1月 2003年5月 2006年6月 2008年12月 2010年6月 2010年9月 2015年9月 2020年6月	(株)三和銀行〔現(株)三菱UFJ銀行〕入行 (株)UFJ銀行〔現(株)三菱UFJ銀行〕 執行役員 京都支店長 (株)三菱東京UFJ銀行〔現(株)三菱UFJ 銀行〕常務執行役員 大阪法人営業 第一～第四部担当 三菱UFJ証券(株)〔現(株)三菱UFJ モルガン・スタンレー証券〕 常務執行役員 大阪支店長 MUSプリンシパル・インベストメンツ (株)取締役社長 (株)キーストーン・パートナーズ 取締役会長(現任) 当社監査役 取締役(監査等委員)(現任) 藤久(株)取締役会長(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	平野 透	1954年3月13日生	1976年4月 1976年5月 1993年7月 2004年7月 2010年4月 2014年4月 2017年5月 2017年9月	(株)電通入社 セールスプロモーション局 営業部長 営業局長 執行役員 顧問 (株)アドストリームジャパン 顧問 (現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計						5,949

- (注) 1. 柳澤大輔、萩原新太郎、吉田茂生及び平野透の4名は、社外取締役であります。
2. 2020年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 2019年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 萩原新太郎 委員 吉田茂生 委員 平野透
5. 当社は、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
池上 大二	1956年10月1日	1979年4月 2016年7月 2017年8月 2017年9月 2018年9月	東京国税局入局 厚木税務署長 税理士登録 池上大二税理士事務所所長 (現任) 当社取締役(補欠監査等委員) (現任)	(注)	-

- (注) 補欠監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了の時までであります。ただし、当該補欠監査等委員としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとしております。
なお、池上大二是補欠の社外取締役であります。

社外取締役の状況

当社の社外取締役は柳澤大輔、萩原新太郎、吉田茂生、平野透の4氏で、うち萩原新太郎、吉田茂生、平野透の3氏は監査等委員であります。

当社が選任している社外取締役につきましては、当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係がなく独立性が確保されていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

社外取締役である柳澤大輔氏は、㈱カヤックの代表取締役CEOを兼務しております。当社は、㈱カヤックとの業務提携により、受託するイベントに「面白」を掛け合わせることで新たな価値体験と話題拡散力を生み出すプロジェクト「TOWAC」（トワック）を2015年7月7日に立ち上げております。同社は、当社と取引関係があります。また、クックパッド㈱及びINCLUSIVE㈱の社外取締役を兼務しておりますが、当社との特別の関係はありません。

社外取締役である萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、社外取締役である吉田茂生氏は、独立系企業再生・成長支援ファンドを運営する㈱キーストーン・パートナーズ及び藤久㈱の取締役会長を兼務しており、社外取締役である平野透氏は、㈱アドストリームジャパンの顧問を兼務しておりますが、いずれも当社との特別の関係はありません。なお、柳澤大輔氏、萩原新太郎氏及び吉田茂生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社では社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役である柳澤大輔氏は、㈱カヤックの創業者であり、同社代表取締役CEOとしてのデジタルコンテンツ事業経営の知見やネットワークは、“日本初の体験デザイン・プロダクション”として、インタラクティブ・プロモーション領域での競争力強化に注力する当社の事業戦略に活かしていただけると判断しております。

社外取締役である萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。社外取締役である吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。社外取締役である平野透氏は、広告業界における長年の業務経験と高い見識を有していることから、客観的立場からの当社経営の監督及び適切な助言を十分に期待できると判断しております。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員である取締役及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査等委員は、現在、その全員が監査等委員であり、内部監査室及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係は「4コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 9 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について」及び「同（3）監査の状況 内部監査の状況」に記載の通りであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成されております。監査等委員は内部統制システムを活用した監査を実施するとともに取締役会をはじめとし、社内で開催される重要な会議に出席するほか、監査等委員が選定する監査等委員は、必要に応じて業務執行部門（子会社を含む）から事業の報告を受けるなど、当社の財産の状況に関する調査の実施を通じて、各取締役並びに業務執行部門に対する監督・監査機能を果たしております。

また、監査等委員は会計監査人と年5回の監査実施計画や、実施結果についての面談を行っており、必要に応じて会計監査人と意見交換等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。更に、内部監査につきましても、内部監査報告会への参加や、報告書の閲覧、必要に応じ内部監査担当者への質問等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
萩原 新太郎	13回	13回
吉田 茂生	13回	13回
平野 透	13回	12回

監査等委員会における主な検討事項として、内部監査室長から年間監査計画に沿った監査報告と結果を受け、必要に応じて検討をしております。

なお、監査等委員長である萩原新太郎氏は、弁護士の資格を有しており、監査等委員である吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

内部監査として、内部監査室(室長1名)が設置されております。内部監査室は策定した内部監査計画に基づき、監査等委員、会計監査人との緊密な連携をとりながら業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は内部監査報告会を開催し、社長と関係役員に文書で報告されております。被監査部署に対しては改善を要する事項についてフォロー監査を実施することにより内部監査の実効性を担保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 石上 卓哉

指定有限責任社員 業務執行社員 高橋 康之

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計試験合格者4名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、特に定めておりませんが、太陽有限責任監査法人を選定する理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬、監査等委員及び経営者とのコミュニケーション等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	21,150		22,300	
連結子会社				
計	21,150		22,300	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の規模や特性、監査日数などをもとに検討し、監査等

委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

監査等委員でない取締役の報酬等の限度額は、2017年9月26日開催の定時株主総会において年額600,000千円、そのうち200,000千円を株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額とすることを決議しております。また、2020年9月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役及び社外取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することが決議され、上記の株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠（200,000千円）の範囲内で、本制度に関する報酬及び株式報酬型ストックオプションに関する報酬を支給することを決議しております。監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2015年9月25日開催の定時株主総会において年額36,000千円と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、監査等委員でない取締役7名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役3名であります。

監査等委員でない取締役の報酬等につきましては、固定報酬、業績に応じて支給する業績連動型報酬、譲渡制限付株式報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成されており、上記報酬限度額内かつ職位ごとに定めた金額の範囲で代表取締役社長が業績や責任に応じて試算し、社外取締役及び取締役の検討を経て取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、上記報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により、監査等委員会にて決定しております。

譲渡制限付株式報酬制度の概要は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

なお、当事業年度における当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2019年9月25日開催の取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬額は、2019年9月25日開催の監査等委員会にてそれぞれ決定しております。

（監査等委員でない取締役に対する業績連動型報酬の算定方法）

当社は従前より取締役の報酬について、その報酬と業績等との連動性を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がるとの考えに加え、2006年度の税制改正により業績連動型報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与）の損金算入が認められるようになったことに伴い、従前の月額報酬（固定）に加え、2006年7月1日より新たな取締役報酬制度として、業績への貢献度を判断する上で客観的な「単体経常利益」を指標とする業績連動型報酬を導入しておりましたが、連結に占めるグループ会社の損益影響度拡大に伴い、2016年7月1日より「連結経常利益」を指標としております。

当該指標を選択した理由は、連結経常利益を経営の重要指標としているためであります。

なお、当事業年度における連結経常利益の実績（業績連動型報酬の実績額を加算し、控除前に引き直した金額）は23億82百万円となり、期初に設定した目標連結経常利益20億71百万円を上回る結果となりました。

（算定方法）

下表のとおり、利益の指標としては当社の目標連結経常利益に業績連動型報酬の予定額を加算し、控除前に引き直した金額を基礎として、その目標達成率（額）に応じて個人別の業績連動型報酬額を算定するものであります。

なお、個人別の業績連動型報酬額の上限額については、各取締役それぞれの月額報酬（固定）の6倍とします。

経常利益 目標達成率	個人別の業績連動型報酬額		
	役位	係数	
100%超 の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%)×0.6
100% の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5)×0.6
100%未満 の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%)×0.6

- (注) 1. 新任の監査等委員でない取締役は、選任された月の翌月から適用する。
2. 事業年度の途中で辞任した監査等委員でない取締役に対しては、業績連動型報酬を適用しない。
3. 事業年度の途中で臨時株主総会で選任された監査等委員でない取締役については、当該臨時株主総会の決議によるものとする。
4. 事業年度の途中で役位の異動があった場合には、在籍月数に応じて按分計算する。

各取締役の月額報酬(固定)は以下のとおりであります。

役名	職名	員数	金額
取締役会長		1名	4,500千円
代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)		1名	3,500千円
代表取締役副社長兼最高執行責任者(COO)		1名	3,000千円
取締役兼執行役員	第一本部長	1名	1,400千円
取締役兼執行役員	第三本部長	1名	1,250千円
取締役兼執行役員	管理本部長	1名	1,300千円
合計		6名	14,950千円

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	237,003	163,112	547	50,306	23,037	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)						
社外役員	26,400	26,400				4

(注) 上記には、2019年12月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」と区分しており、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、営業上の取引先との関係維持・強化、資本・業務提携による関係強化、業界や競合他社の動向把握・情報収集等、当社グループの戦略上重要な目的を有すると判断される株式を政策保有株式として保有することがあります。

また、当社は、政策保有株式について、保有目的が適切であるかを検証した上で、取締役会もしくはそれに準じる会議体にて保有の継続、処分の判断を実施しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	173,800
非上場株式以外の株式	4	816,830

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1	30,000

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
ライク(株)	560,000	560,000	資本・業務提携	有
	814,800	770,560		
(株)電通グループ	232	232	取引関係の維持・強化	無
	592	872		
(株)博報堂D Yホールディングス	1,000	1,000	取引関係の維持・強化	無
	1,281	1,814		
(株)フロンティアインターナショナル	100	100	業界情報収集目的	有
	157	215		

(注) 1. (株)電通グループ、(株)博報堂D Yホールディングス及び(株)フロンティアインターナショナルは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、当該目的で保有する銘柄数が60銘柄に満たないため記載しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 以下に掲げる連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 以下に掲げる財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)及び事業年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,754,865	5,055,985
電子記録債権	2,092,211	1,630,882
受取手形及び売掛金	² 3,404,389	4,390,003
未成業務支出金	⁵ 467,933	186,538
未収入金	¹ 1,290,084	¹ 3,066,305
前払費用	32,219	51,392
その他	58,901	58,583
流動資産合計	12,100,605	14,439,692
固定資産		
有形固定資産		
建物	117,418	144,077
減価償却累計額	83,255	55,246
建物(純額)	34,162	88,830
工具、器具及び備品	289,356	280,413
減価償却累計額	231,721	189,875
工具、器具及び備品(純額)	57,634	90,538
リース資産	5,310	5,310
減価償却累計額	973	2,035
リース資産(純額)	4,336	3,274
土地	³ 6,027	³ 6,027
有形固定資産合計	102,161	188,671
無形固定資産	16,139	24,349
投資その他の資産		
投資有価証券	994,560	1,020,008
保険積立金	225,489	226,893
繰延税金資産	86,625	80,247
敷金及び保証金	149,665	203,236
その他	4,310	11,190
投資その他の資産合計	1,460,651	1,541,574
固定資産合計	1,578,952	1,754,595
資産合計	13,679,557	16,194,287

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	61,548	464
買掛金	1,966,871	3,151,839
短期借入金	4 840,000	4 840,000
未払法人税等	302,907	379,790
賞与引当金	95,201	104,388
その他	580,119	1,012,395
流動負債合計	3,846,649	5,488,878
固定負債		
退職給付に係る負債	213,594	223,084
役員退職慰労引当金	185,670	209,767
その他	17,211	16,064
固定負債合計	416,477	448,917
負債合計	4,263,126	5,937,795
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,994	948,994
資本剰余金	1,089,236	1,089,236
利益剰余金	7,271,033	8,125,374
自己株式	381,063	381,063
株主資本合計	8,928,201	9,782,542
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	447,321	475,351
土地再評価差額金	3 46,614	3 46,614
その他の包括利益累計額合計	400,706	428,736
新株予約権	87,523	45,212
純資産合計	9,416,431	10,256,492
負債純資産合計	13,679,557	16,194,287

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月 30日)
売上高	16,278,697	19,325,800
売上原価	1 13,453,554	1 16,086,454
売上総利益	2,825,143	3,239,346
販売費及び一般管理費		
役員報酬	236,808	244,521
従業員給料	146,803	163,607
賞与引当金繰入額	4,484	7,077
退職給付費用	4,488	5,075
役員退職慰労引当金繰入額	10,159	23,037
交際費	51,212	52,343
減価償却費	6,364	9,467
支払手数料	98,236	112,192
その他	270,936	305,504
販売費及び一般管理費合計	829,494	922,827
営業利益	1,995,648	2,316,519
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	17,665	15,867
役員報酬返納額	5,460	-
雑収入	2,625	2,761
営業外収益合計	25,751	18,628
営業外費用		
支払利息	4,015	2,386
雑損失	3	199
営業外費用合計	4,018	2,585
経常利益	2,017,381	2,332,561
特別利益		
投資有価証券売却益	-	15,000
特別利益合計	-	15,000
特別損失		
固定資産除却損	3,232	8,926
特別損失合計	3,232	8,926
税金等調整前当期純利益	2,014,149	2,338,635
法人税、住民税及び事業税	692,356	760,000
法人税等調整額	20,700	5,929
法人税等合計	671,655	754,070
当期純利益	1,342,493	1,584,565
非支配株主に帰属する当期純損失()	2,975	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,345,469	1,584,565

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純利益	1,342,493	1,584,565
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	149,243	28,029
その他の包括利益合計	1 149,243	1 28,029
包括利益	1,193,250	1,612,595
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,196,225	1,612,595
非支配株主に係る包括利益	2,975	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,089,236	6,532,211	381,038	8,189,404
当期変動額					
剰余金の配当			606,647		606,647
親会社株主に帰属する当期純利益			1,345,469		1,345,469
自己株式の取得				25	25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			738,821	25	738,796
当期末残高	948,994	1,089,236	7,271,033	381,063	8,928,201

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	596,564	46,614	549,950	77,263	15,509	8,832,128
当期変動額						
剰余金の配当						606,647
親会社株主に帰属する当期純利益						1,345,469
自己株式の取得						25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	149,243		149,243	10,259	15,509	154,493
当期変動額合計	149,243		149,243	10,259	15,509	584,303
当期末残高	447,321	46,614	400,706	87,523		9,416,431

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,089,236	7,271,033	381,063	8,928,201
当期変動額					
剰余金の配当			730,223		730,223
親会社株主に帰属する当期純利益			1,584,565		1,584,565
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			854,341		854,341
当期末残高	948,994	1,089,236	8,125,374	381,063	9,782,542

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	447,321	46,614	400,706	87,523		9,416,431
当期変動額						
剰余金の配当						730,223
親会社株主に帰属する当期純利益						1,584,565
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,029		28,029	42,310		14,280
当期変動額合計	28,029		28,029	42,310		840,060
当期末残高	475,351	46,614	428,736	45,212		10,256,492

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,014,149	2,338,635
減価償却費	34,016	56,022
株式報酬費用	10,259	42,310
貸倒引当金の増減額(は減少)	516	-
賞与引当金の増減額(は減少)	66,519	9,186
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	16,207	9,489
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	10,619	24,097
受取利息及び受取配当金	17,665	15,867
支払利息	4,015	2,386
固定資産除却損	3,232	8,926
投資有価証券売却損益(は益)	-	15,000
売上債権の増減額(は増加)	176,794	524,285
未収入金の増減額(は増加)	111,666	1,776,221
たな卸資産の増減額(は増加)	222,242	281,399
その他の流動資産の増減額(は増加)	21,361	18,860
仕入債務の増減額(は減少)	160,261	1,123,883
その他の流動負債の増減額(は減少)	38,112	350,067
小計	2,052,095	1,811,551
利息及び配当金の受取額	17,448	15,757
利息の支払額	3,976	2,464
法人税等の支払額	755,083	681,877
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,310,483	1,142,967
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	23,509	67,023
無形固定資産の取得による支出	3,966	10,941
投資有価証券の取得による支出	9,260	-
投資有価証券の売却による収入	-	30,000
敷金及び保証金の差入による支出	643	54,228
敷金及び保証金の回収による収入	4,707	-
その他の支出	1,403	8,283
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,076	110,476
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	25	-
リース債務の返済による支出	1,051	1,146
配当金の支払額	606,647	730,223
非支配株主への清算分配金の支払額	12,534	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	620,258	731,370
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	656,148	301,120
現金及び現金同等物の期首残高	4,098,717	4,754,865
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,754,865	1 5,055,985

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

(株)ティー・ツー・クリエイティブ

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ 受注損失引当金

当連結会計年度に受注している案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益の計上基準

売上高

進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドランス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年6月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年6月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業のマーケティング活動に大きなブレーキがかかり、案件の中止や延期が発生するなど当社を取り巻く市場環境に大きな影響を与えております。しかし、当社グループに及ぼす影響及び新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予測することは現時点では困難であります。

そのため、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、2021年6月期の一定期間にわたり続くものと仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、収束時期や回復度合等の仮定が変動した場合には、2021年6月期の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
未収入金	1,240,316千円	2,780,954千円

2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
受取手形	4,860千円	千円

3 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月日 2001年6月30日

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	3,942千円	4,843千円

4 当社グループにおいては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
当座貸越極度額の総額	3,050,000千円	3,050,000千円
借入実行残高	840,000千円	840,000千円
差引額	2,210,000千円	2,210,000千円

5 損失が見込まれる未成業務支出金と受注損失引当金は相殺表示しております。相殺表示した未成業務支出金に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
未成業務支出金	13,952千円	千円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	13,191千円	13,952千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	215,047千円	40,338千円
組替調整額		
税効果調整前	215,047	40,338
税効果額	65,804	12,308
その他有価証券評価差額金	149,243	28,029
その他の包括利益合計	149,243	28,029

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,484,548			24,484,548
合計	24,484,548			24,484,548
自己株式				
普通株式(注)2	2,016,096	30		2,016,126
合計	2,016,096	30		2,016,126

(注)1. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

2. 普通株式の自己株式の増加30株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	2008年ストック・オプションとしての新株予約権						4,536
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権						35,910
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						20,374
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						5,429
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						2,867
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権						18,405
合計							87,523

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月25日 定時株主総会	普通株式	314,558	14.00	2018年6月30日	2018年9月26日
2019年2月7日 取締役会	普通株式	292,089	13.00	2018年12月31日	2019年3月8日

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額であります。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月25日 定時株主総会	普通株式	359,494	利益剰余金	16.00	2019年6月30日	2019年9月26日

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額であります。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)2	24,484,548	24,484,548		48,969,096
合計	24,484,548	24,484,548		48,969,096
自己株式				
普通株式(注)3	2,016,126	2,016,126		4,032,252
合計	2,016,126	2,016,126		4,032,252

(注)1. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式の増加24,484,548株は、株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加2,016,126株は、株式分割によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	2008年ストック・オプションとしての新株予約権						4,958
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						14,797
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						3,695
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						3,366
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権						18,394
合計						45,212	

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月25日 定時株主総会	普通株式	359,494	16.00	2019年6月30日	2019年9月26日
2020年2月6日 取締役会	普通株式	370,728	16.50	2019年12月31日	2020年3月6日

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	381,963	利益剰余金	8.50	2020年6月30日	2020年9月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金	4,754,865千円	5,055,985千円
現金及び現金同等物	4,754,865	5,055,985

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
1年内	135,383千円	267,362千円
1年超		445,604
合計	135,383	712,967

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を

定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2019年6月30日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,754,865	4,754,865	
(2) 電子記録債権	2,092,211	2,092,211	
(3) 受取手形及び売掛金	3,404,389	3,404,389	
(4) 未収入金	1,290,084	1,290,084	
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	800,414	800,414	
資産計	12,341,965	12,341,965	
(1) 電子記録債務	61,548	61,548	
(2) 買掛金	1,966,871	1,966,871	
(3) 短期借入金	840,000	840,000	
(4) 未払法人税等	302,907	302,907	
負債計	3,171,327	3,171,327	

当連結会計年度(2020年6月30日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,055,985	5,055,985	
(2) 電子記録債権	1,630,882	1,630,882	
(3) 受取手形及び売掛金	4,390,003	4,390,003	
(4) 未収入金	3,066,305	3,066,305	
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	846,208	846,208	
資産計	14,989,385	14,989,385	
(1) 電子記録債務	464	464	
(2) 買掛金	3,151,839	3,151,839	
(3) 短期借入金	840,000	840,000	
(4) 未払法人税等	379,790	379,790	
負債計	4,372,094	4,372,094	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年6月30日	2020年6月30日
非上場株式	194,146	173,800

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,754,865			
電子記録債権	2,092,211			
受取手形及び売掛金	3,404,389			
未収入金	1,290,084			
合計	11,541,551			

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,055,985			
電子記録債権	1,630,882			
受取手形及び売掛金	4,390,003			
未収入金	3,066,305			
合計	14,143,177			

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,000					
合計	840,000					

当連結会計年度(2020年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,000					
合計	840,000					

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	773,246	127,810	645,435
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他	26,953	17,962	8,990
	小計	800,199	145,773	654,426
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	215	260	45
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他			
	小計	215	260	45
合計		800,414	146,033	654,380

(注) 当社は、その他有価証券で時価のある株式については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(2020年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	816,081	127,214	688,866
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他	29,377	18,071	11,305
	小計	845,458	145,286	700,172
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	749	857	107
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他			
	小計	749	857	107
合計		846,208	146,143	700,064

(注) 当社は、その他有価証券で時価のある株式については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度を設けている他、退職年金制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社でも、退職給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	229,802千円
退職給付費用	32,781千円
退職給付の支払額	48,988千円
退職給付に係る負債の期末残高	213,594千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	213,594千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	213,594千円
退職給付に係る負債	213,594千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	213,594千円

(3) 退職給付費用

勤務費用	32,781千円
退職給付費用	32,781千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、10,736千円であります。

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度を設けている他、退職年金制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社でも、退職給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	213,594千円
退職給付費用	35,928千円
退職給付の支払額	26,438千円
退職給付に係る負債の期末残高	223,084千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	223,084千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223,084千円
退職給付に係る負債	223,084千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223,084千円

(3) 退職給付費用

勤務費用	35,928千円
退職給付費用	35,928千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,063千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上原価	5,245千円	3,598千円
販売費及び一般管理費	5,014千円	38,711千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年ストック・オプション (第6回新株予約権)	2012年ストック・オプション (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役1名	当社取締役1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 120,000株	普通株式 800,000株
付与日	2008年10月15日	2012年10月15日
権利確定条件	<p>・対象者は、当社内規に定める定年により当社取締役を退任すること。</p> <p>・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未满是1の整数倍に切り上げる。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="text-align: center;">100パーセント</p> <p>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: center;">90パーセント</p> <p>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: center;">80パーセント</p> <p>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: center;">70パーセント</p> <p>5パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: center;">50パーセント</p> <p>減少または何ら増加しなかった場合</p> <p style="text-align: center;">0パーセント</p>	<p>・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。</p> <p>・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。</p> <p>・2022年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。(2022年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)</p> <p>・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。</p> <p>・新株予約権の質入その他の処分はできない。</p> <p>・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2013年10月1日から 2033年9月30日まで	2022年10月1日から 2023年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

	2013年ストック・オプション (第8回A号新株予約権)	2013年ストック・オプション (第8回B号新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役4名	当社執行役員3名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 332,000株	普通株式 160,000株
付与日	2013年10月15日	2013年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から2016年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、2016年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。 ・2016年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(2016年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から2016年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、2016年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要しない。 ・2016年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(2016年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中または執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年10月1日から 2033年9月30日まで	2023年10月1日から 2033年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

	2013年ストック・オプション (第8回C号新株予約権)	2016年ストック・オプション (第10回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社子会社取締役4名	当社従業員87名 当社子会社従業員17名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 116,000株	普通株式 716,400株
付与日	2013年10月15日	2016年10月14日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から2016年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、2016年7月1日から新株予約権行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・2016年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(2016年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社子会社取締役若しくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ・対象者が死亡した場合は、対象者の相続人がこれを行行使できる。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合にはこの限りではない。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年10月1日から 2033年9月30日まで	2021年10月1日から 2022年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2008年ストック・オプション (第6回新株予約権)	2012年ストック・オプション (第7回新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	120,000	800,000
付与		
失効		800,000
権利確定		
未確定残	120,000	
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	2013年ストック・オプション (第8回A号新株予約権)	2013年ストック・オプション (第8回B号新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	268,000	60,000
付与		
失効	120,000	
権利確定		
未確定残	148,000	60,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	2013年ストック・オプション (第8回C号新株予約権)	2016年ストック・オプション (第10回新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	40,000	506,200
付与		
失効		42,400
権利確定		
未確定残	40,000	463,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

	2008年ストック・オプション (第6回新株予約権)	2012年ストック・オプション (第7回新株予約権)
権利行使価格 (円)	0.25	0.25
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	52.75	66.5

	2013年ストック・オプション (第8回A号新株予約権)	2013年ストック・オプション (第8回B号新株予約権)
権利行使価格 (円)	0.25	0.25
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	110.93	91.25

	2013年ストック・オプション (第8回C号新株予約権)	2016年ストック・オプション (第10回新株予約権)
権利行使価格 (円)	0.25	277
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	99.75	62

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
会員権評価損	16,033千円	16,033千円
投資有価証券評価損	10,105	10,105
賞与引当金	29,823	32,805
役員退職慰労引当金	57,119	64,540
未払事業税	26,079	33,945
退職給付に係る負債	66,178	69,279
未払賞与	40,112	39,870
その他	73,594	58,367
繰延税金資産小計	319,047	324,946
評価性引当額	38,970	38,939
繰延税金資産合計	280,077	286,007
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	193,451	205,759
繰延税金負債合計	193,451	205,759
繰延税金資産の純額	86,625	80,247

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
固定資産 - 繰延税金資産	86,625千円	80,247千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費	1.0	0.8
住民税均等割	0.2	0.2
連結子会社の税率差異	1.6	1.7
所得拡大促進税制による税額控除		1.0
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4	32.2

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはイベントプロモーション企業として同一セグメントに属するイベントの「企画」・「制作」・「運営」・「演出」及びそれに付帯する業務を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

イ. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

ロ. 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社博報堂	5,695,597	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通	2,075,138	イベントの企画・制作・運営・演出

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

イ. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

ロ. 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社電通ライブ	6,160,328	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社博報堂	4,084,213	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通	1,999,766	イベントの企画・制作・運営・演出

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	207円60銭	227円24銭
1株当たり当期純利益	29円94銭	35円26銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	29円09銭	34円90銭

- (注) 1. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,345,469	1,584,565
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,345,469	1,584,565
普通株式の期中平均株式数(株)	44,936,862	44,936,844
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	1,307,660	460,360
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社グループは、2020年8月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社グループの取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という)の導入を決議し、本制度に関する議案は2020年9月25日開催の当社第44期定時株主総会において承認決議されました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度を導入するものです。

(2) 議案の内容

2017年9月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、年額600,000千円以内、そのうち200,000千円を株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額とすることを決議しており、2020年9月25日開催の定時株主総会において、従来の株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠(200,000千円)の範囲内で、本制度に関する報酬及び株式報酬型ストックオプションに関する報酬を支給することとして決議されました。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年650千株以内といたします。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。なお、1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

(2) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(3) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 譲渡制限の解除

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(3)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(3)に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	840,000	840,000	0.3	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	1,146	1,146		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,536	2,389		2021年～2023年
その他有利子負債				
計	844,683	843,536		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,146	1,146	95	

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,765,499	9,777,947	13,191,443	19,325,800
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	573,190	1,556,446	1,988,842	2,338,635
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	383,878	1,045,565	1,335,061	1,584,565
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	8.54	23.27	29.71	35.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	8.54	14.72	6.44	5.55

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して累計期間及び会計期間の1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

連結会計年度終了後の状況
特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,500,616	4,421,376
電子記録債権	2,012,750	1,499,413
受取手形	388,299	197,497
売掛金	2,127,293	3,769,548
未成業務支出金	436,134	133,186
未収入金	1,187,328	2,809,539
前払費用	27,599	46,411
その他	58,042	58,484
流動資産合計	10,738,064	12,935,457
固定資産		
有形固定資産		
建物	98,360	119,797
減価償却累計額	74,122	44,935
建物(純額)	24,238	74,861
工具、器具及び備品	219,217	209,489
減価償却累計額	180,258	139,557
工具、器具及び備品(純額)	38,959	69,932
リース資産	5,310	5,310
減価償却累計額	973	2,035
リース資産(純額)	4,336	3,274
土地	6,027	6,027
有形固定資産合計	73,561	154,095
無形固定資産		
電話加入権	2,652	2,652
ソフトウェア	7,562	11,116
無形固定資産合計	10,214	13,769
投資その他の資産		
投資有価証券	994,560	1,020,008
関係会社株式	150,000	150,000
会員権	4,310	11,190
保険積立金	225,489	226,893
繰延税金資産	48,671	29,073
敷金及び保証金	135,570	188,540
投資その他の資産合計	1,558,602	1,625,705
固定資産合計	1,642,378	1,793,570
資産合計	12,380,443	14,729,027

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	61,548	464
買掛金	1,347,698	2,890,851
関係会社買掛金	468,218	185,700
短期借入金	² 540,000	² 540,000
リース債務	1,146	1,146
未払金	153,161	544,941
未払法人税等	182,837	168,127
未払消費税等	54,698	114,645
未払費用	184,759	172,267
未成業務受入金	61,273	49,246
預り金	24,770	14,361
賞与引当金	78,252	83,184
流動負債合計	3,158,364	4,764,938
固定負債		
退職給付引当金	194,053	198,620
役員退職慰労引当金	178,930	201,967
リース債務	3,536	2,389
その他	13,675	13,675
固定負債合計	390,195	416,652
負債合計	3,548,560	5,181,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,994	948,994
資本剰余金		
資本準備金	1,027,376	1,027,376
その他資本剰余金		
自己株式処分差益	61,859	61,859
その他資本剰余金	33,277	33,277
資本剰余金合計	1,055,958	1,055,958
利益剰余金		
利益準備金	22,845	22,845
その他利益剰余金		
別途積立金	5,100,000	5,800,000
繰越利益剰余金	1,596,917	1,626,751
利益剰余金合計	6,719,762	7,449,596
自己株式	381,063	381,063
株主資本合計	8,343,652	9,073,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	447,321	475,351
土地再評価差額金	46,614	46,614
評価・換算差額等合計	400,706	428,736
新株予約権	87,523	45,212
純資産合計	8,831,882	9,547,436
負債純資産合計	12,380,443	14,729,027

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	13,283,646	16,305,832
売上原価	1, 2 11,309,630	1, 2 14,097,434
売上総利益	1,974,015	2,208,397
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	16,248	24,843
貸倒引当金繰入額	516	-
役員報酬	179,712	189,512
給料	96,477	110,366
役員賞与	55,160	50,306
賞与	32,015	36,134
賞与引当金繰入額	4,465	4,974
退職給付費用	4,343	4,765
役員退職慰労引当金繰入額	10,159	23,037
法定福利費	30,401	34,550
交際費	50,909	52,221
旅費及び交通費	17,810	21,853
減価償却費	5,451	8,703
賃借料	24,928	29,807
通信費	6,951	9,576
消耗品費	7,689	13,936
支払手数料	92,980	107,567
その他	140,641	150,251
販売費及び一般管理費合計	775,831	872,407
営業利益	1,198,184	1,335,990
営業外収益		
受取利息	1 1,321	1 1,884
受取配当金	1 576,083	1 531,519
業務受託手数料	1 1,225	1 1,200
保険事務手数料	321	252
雑収入	7,653	2,162
営業外収益合計	586,605	537,017
営業外費用		
支払利息	3,168	1,534
雑損失	3	199
営業外費用合計	3,171	1,733
経常利益	1,781,617	1,871,274
特別利益		
投資有価証券売却益	-	15,000
特別利益合計	-	15,000
特別損失		
固定資産除却損	1	8,926
子会社清算損	2,254	-
特別損失合計	2,255	8,926
税引前当期純利益	1,779,362	1,877,348
法人税、住民税及び事業税	416,000	410,000
法人税等調整額	25,718	7,290
法人税等合計	390,281	417,290
当期純利益	1,389,080	1,460,058

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		217,057	1.9	228,270	1.7
外注費		9,941,854	85.9	12,132,782	87.9
労務費		1,007,074	8.7	1,025,683	7.4
経費	1	405,267	3.5	407,751	3.0
当期総製造費用		11,571,254	100.0	13,794,487	100.0
期首未成業務支出金		175,271		447,031	
計		11,746,526		14,241,519	
期末未成業務支出金		447,031		133,186	
受注損失引当金繰入額		10,897			
受注損失引当金戻入額		761		10,897	
当期売上原価		11,309,630		14,097,434	

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
--	--	--

1 経費の主な内訳

旅費及び交通費	100,839千円	53,676千円
賃借料	156,135千円	166,336千円

2 原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
	自己株式処 分差益	その他資本 剰余金	別途積立金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	948,994	1,027,376	61,859	33,277	1,055,958	22,845	4,600,000	1,314,484	5,937,329
当期変動額									
別途積立金の積立							500,000	500,000	
剰余金の配当								606,647	606,647
当期純利益								1,389,080	1,389,080
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計							500,000	282,432	782,432
当期末残高	948,994	1,027,376	61,859	33,277	1,055,958	22,845	5,100,000	1,596,917	6,719,762

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	381,038	7,561,244	596,564	46,614	549,950	77,263	8,188,458
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		606,647					606,647
当期純利益		1,389,080					1,389,080
自己株式の取得	25	25					25
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			149,243		149,243	10,259	138,983
当期変動額合計	25	782,407	149,243		149,243	10,259	643,424
当期末残高	381,063	8,343,652	447,321	46,614	400,706	87,523	8,831,882

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
			自己株式処 分差益	その他資本 剰余金			別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	948,994	1,027,376	61,859	33,277	1,055,958	22,845	5,100,000	1,596,917	6,719,762
当期変動額									
別途積立金の積立							700,000	700,000	
剰余金の配当								730,223	730,223
当期純利益								1,460,058	1,460,058
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計							700,000	29,834	729,834
当期末残高	948,994	1,027,376	61,859	33,277	1,055,958	22,845	5,800,000	1,626,751	7,449,596

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	381,063	8,343,652	447,321	46,614	400,706	87,523	8,831,882
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		730,223					730,223
当期純利益		1,460,058					1,460,058
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			28,029		28,029	42,310	14,280
当期変動額合計		729,834	28,029		28,029	42,310	715,553
当期末残高	381,063	9,073,486	475,351	46,614	428,736	45,212	9,547,436

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

当事業年度末に受注している案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

5 収益の計上基準

売上高

進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業のマーケティング活動に大きなブレーキがかかり、案件の中止や延期が発生するなど当社を取り巻く市場環境に大きな影響を与えております。しかし、当社に及ぼす影響及び新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予測することは現時点では困難であります。

そのため、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、2021年6月期の一定期間にわたり続くものと仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、収束時期や回復度合等の仮定が変動した場合には、2021年6月期の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
未収入金	1,135,709千円	2,505,941千円

2 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
当座貸越極度額の総額	2,650,000千円	2,650,000千円
借入実行残高	540,000千円	540,000千円
差引額	2,110,000千円	2,110,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
外注費	1,954,256千円	2,016,272千円
受取利息	1,321千円	1,884千円
受取配当金	558,418千円	515,652千円
業務受託手数料	1,225千円	1,200千円

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	10,135千円	10,897千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
関係会社株式	150,000千円	150,000千円
計	150,000千円	150,000千円

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
会員権評価損	16,033千円	16,033千円
投資有価証券評価損	10,105	10,105
賞与引当金	23,960	25,471
役員退職慰労引当金	54,788	61,842
未払事業税	15,201	14,129
退職給付引当金	59,419	60,817
未払賞与	30,444	29,597
その他	71,140	55,776
繰延税金資産小計	281,093	273,772
評価性引当額	38,970	38,939
繰延税金資産合計	242,123	234,833
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	193,451	205,759
繰延税金負債合計	193,451	205,759
繰延税金資産の純額	48,671	29,073

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費	0.9	0.8
受取配当金	9.7	8.6
住民税均等割	0.1	0.1
所得拡大促進税制による税額控除		0.8
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9	22.2

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年8月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という)の導入を決議し、本制度に関する議案は2020年9月25日開催の当社第44期定時株主総会において承認決議されました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度を導入するものです。

(2) 議案の内容

2017年9月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、年額600,000千円以内、そのうち200,000千円を株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額とすることを決議しており、2020年9月25日開催の定時株主総会において、従来の株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠(200,000千円)の範囲内で、本制度に関する報酬及び株式報酬型ストックオプションに関する報酬を支給することとして決議されました。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年650千株以内といたします。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。なお、1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

(2) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(3) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 譲渡制限の解除

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(3)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(3)に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	98,360	63,813	42,377	119,797	44,935	4,343	74,861
工具、器具及び備品	219,217	63,274	73,002	209,489	139,557	32,222	69,932
リース資産	5,310			5,310	2,035	1,062	3,274
土地	6,027 (46,614)			6,027 (46,614)			6,027
有形固定資産計	328,915 (46,614)	127,088	115,379	340,624 (46,614)	186,528	37,628	154,095
無形固定資産							
電話加入権	2,652			2,652			2,652
ソフトウェア	128,741	6,516		135,257	124,140	2,961	11,116
無形固定資産計	131,394	6,516		137,910	124,140	2,961	13,769

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内は「土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)」に基づき土地の再評価を行った土地再評価差額金であります。

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
受注損失引当金	10,897			10,897	
賞与引当金	78,252	83,184	78,252		83,184
役員退職慰労引当金	178,930	23,037			201,967

(注) 受注損失引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 https://tow.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法による)
株主に対する特典	毎年6月末現在の株主名簿に記載または記録された株主のうち、1,000株(10単元)以上を保有する株主に対し、保有期間に応じてQUOカードを贈呈いたします。 1年以上3年未満 500円分 3年以上 2,000円分 (注) 保有期間の確認は、毎年6月末及び12月末時点の株主名簿において、同一株主番号で連続して記載または記録された回数をもとに算出いたします。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第43期(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)2019年9月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第43期(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)2019年9月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第44期第1四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出

第44期第2四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日関東財務局長に提出

第44期第3四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)2020年5月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年1月24日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年9月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月28日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テー・オー・ダブリューの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テー・オー・ダブリューの2020年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社テー・オー・ダブリューが2020年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月28日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テー・オー・ダブリューの2019年7月1日から2020年6月30日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリューの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。